

京都市告示第 162 号

道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 6 月 17 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	岩倉20号線	左京区岩倉長谷町361番地地先 同町221番地の2地先		
2	八瀬39号線	左京区八瀬近衛町338番地の1地先 同町431番地の1地先		
3	山科小山経10 号線	山科区小山鎮守町56番地地先 同町57番地の1地先		
4	山科日ノ岡緯 4の1号線	山科区日ノ岡石塚町34番地の4地先 同町22番地の19地先		
5	嵯峨経30号線	右京区嵯峨苅分町29番地の13地先 同上		
6	嵯峨経75号線	右京区嵯峨一本木町34番地地先 同町39番地の2地先		
7	羽束師16号線	伏見区羽束師菱川町671番地地先 同上		
8	深草緯116号 線	伏見区深草大亀谷大山町13番地の17地先 同町3番地の7地先		

(建設局土木管理部道路明示課)